

新型コロナウイルス感染症等経済対策資金

新型コロナウイルス感染症・物価高騰・災害等により影響を受けている
中小企業者の皆様に資金面から支援します。



金利の引き下げの継続 (B・C・Hタイプ) 年1.1%

(取扱期間: ~令和7年3月31日実施分まで) ※国の保証制度の変更に伴い、取扱いが変更になる場合があります。
※国の「伴走支援型特別保証制度」の終了にともない、Gタイプの受付はR6.6.30で終了しました。

Bタイプ

セーフティネット
保証等関連要件

融資限度額…6,000万円 (注1)
融資期間……運転資金 10年以内(うち据置期間1年以内)
設備資金 10年以内(うち据置期間2年以内)
対象……………事業所所在地の市町村長が発行する
セーフティネット保証5号の認定書を取得した方
業績の悪化している業種(全国的)

売上高等
5%以上
減少

セーフティネット
保証5号認定要件

・国が指定する業種に属している(最新の指定業種は中小企業庁HPを参照)
・原則として①最近1か月 ②最近1か月とその後2か月の合計の売上高等が
それぞれ「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前同期」と
比較して5%以上減少

(注1)経営サポート資金Aタイプと、新型コロナウイルス感染症等経済対策資金B、Cタイプを合算して1億2千万円まで

Cタイプ

災害復旧
関連要件

融資限度額…5,000万円(うち運転資金3,000万円) (注1)
融資期間……運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)
設備資金 10年以内(うち据置期間2年以内)
対象……………事業所所在地の市町村長が発行する
セーフティネット保証4号の認定書を取得した方
突発的災害(自然災害等)

売上高等
20%以上
減少

セーフティネット
保証4号認定要件

・指定地域において、原則として①最近1か月 ②最近1か月とその後2か月の
合計の売上高等がそれぞれ災害等の発生前と比較して20%以上減少
※R6.7.1現在、指定案件は「令和6年能登半島地震」のみで、群馬県内に指
定地域はありません。

Hタイプ

経営力強化
保証要件

融資限度額…1億円
融資期間……運転資金 5年以内(うち据置期間1年以内)
設備資金 7年以内(うち据置期間1年以内)
〔保証協会の保証付き既往借入金を借り換える場合、
融資期間は10年以内(うち据え置き期間1年以内)〕
対象……………金融機関及び認定経営革新等支援機関(注2)の
支援を受け、事業行動計画を策定し、
経営力の強化を目指す方

(注2) 税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が
一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等を国が認定する制度です。

ポイント

セーフティネット保証5号
を取得した場合、有利な
信用保証料率でコロナ関
連保証の借り換えが可能
です。

※詳細は、信用保証協会にご確認ください。

◆融資の申込先◆

群馬県内に本店・支店がある
銀行、信用金庫、信用組合及び
商工中金の融資窓口



群馬県HPで

コロナ 対策資金

検索

群馬県 産業経済部 地域企業支援課 金融係
TEL:027-226-3332

